

ホームページ内容充実化のため、リニューアルしました。http://www.roumukyukai.com
今回は「季節の変わり目」ということで、こんなテーマを選んでみました。

労務協会からのお知らせ

★病気にかかってしまったら・・・

① 医療費について

69歳以下の方は、保険証を提出して窓口で払うお金（「自己負担額」）はかかった医療費の**3割**です。

もし、保険証を持っていないときに急病やケガで診療を受けたときには、原則医療費全額を一旦立て替えて支払うこととなります。

健康保険から給付される7割分について「療養費支給申請書」に医師の証明をつけて請求すれば、健康保険から払い戻してもらえます。

② 医療費が高額になったら

被保険者本人・被扶養者が同一の医療機関で1ヶ月に自己負担する医療費が高額になり限度額を超えた場合、健康保険からその超えた分が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費の請求ができる場合には（しばらく経ってからですが）、社会保険事務所から高額療養費の請求が出来るという通知が送られます。

自己負担の限度額は、最初の3ヶ月は

80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（一般の方）

150,000円＋（医療費－500,000円）×1%（上位所得者（標準報酬月額が53万円以上）の方）
となります。

4ヶ月目以降からは限度額は44,400円（一般の方。上位所得者は83,400円）に下がります。

言い換えれば、大きな病気をして長期にわたり医療費が多くかかる場合、3ヶ月間は少なくとも約8万円（上位所得者は15万円）の自己負担をしなければならないこととなります。しかも、一旦は自己負担額全額を支払わなくてはなりません。

健康保険に加入していても、大きな病気に対しては日頃から備える必要があります。

なお、高額療養費の無利子貸付制度もあります。

③ 働けなくて給料がもらえないとき

病気やケガのため会社を休み、給料がもらえなくなったら、健康保険から「傷病手当金」が受けられます。

金額は休業1日につき**標準報酬日額の6割**です。

給料の賃金計算期間毎に傷病手当金請求書を提出していきます。

休んだ日の4日目から**最高1年6ヶ月**まで支給されます。

④ はり・きゅう・あんま・マッサージ等の施術、柔道整復師の治療を健康保険で受けたいとき

はり・きゅう・あんま・マッサージ等については、原則医師の同意書が必要となります。「療養費支給申請書」に医師の同意書・施術の領収書をつけて療養費の請求をします。

はり・きゅうに係る施術は、健康保険では、神経痛・リュウマチ・腰痛症・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症などで慢性的な疼痛がある場合に健康保険が認めた場合に限り療養費が支給されます。

マッサージ等については、麻痺・関節運動の障害等で担当医が治療上その効果が期待できると判断し、健康保険が認めた場合に限り支給されます。単に疲労回復を目的にしたマッサージなどは療養費の対象となりません。柔道整復師については、健康保険の取扱いをしている場合には、健康保険証を提出すれば病院と同様に治療が受けられます。

<編集後記> 9月26・27日に社会保険の事業所指導調査があり、当事務所では25社が調査を受けました。特に確認されたのが、①社会保険の加入が完全にされているか ②使用し始めた日を資格取得日とし届出しているかという点でした。今年から毎年社会保険事務所全体の4分の1を調査することになったとのこと。調査が頻繁になることが予想されます。皆様のご協力をおねがいします。 (一ノ宮 俊人)